

福岡ダイハツ販売株式会社に対する勧告について

令和7年11月27日
公正取引委員会

公正取引委員会は、福岡ダイハツ販売株式会社（以下「福岡ダイハツ販売」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第3項の規定に基づき、福岡ダイハツ販売に対して勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	5290001016144
名称	福岡ダイハツ販売株式会社
本店所在地	福岡市博多区東比恵四丁目10番11号
代表者	代表取締役 内山 邦彦
事業の概要	自動車整備等
資本金	5000万円

2 違反事実の概要

- (1) 福岡ダイハツ販売は、個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理業務を委託している（以下この受託事業者を「下請事業者」という。）。
- (2) 福岡ダイハツ販売は、遅くとも令和4年8月から令和7年4月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計76台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者24名）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局九州事務所下請課 電話 092-431-6032（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- (3) 前記(2)の福岡ダイハツ販売の行為により下請事業者が被った不利益の額は、総額 1739万5598円である。

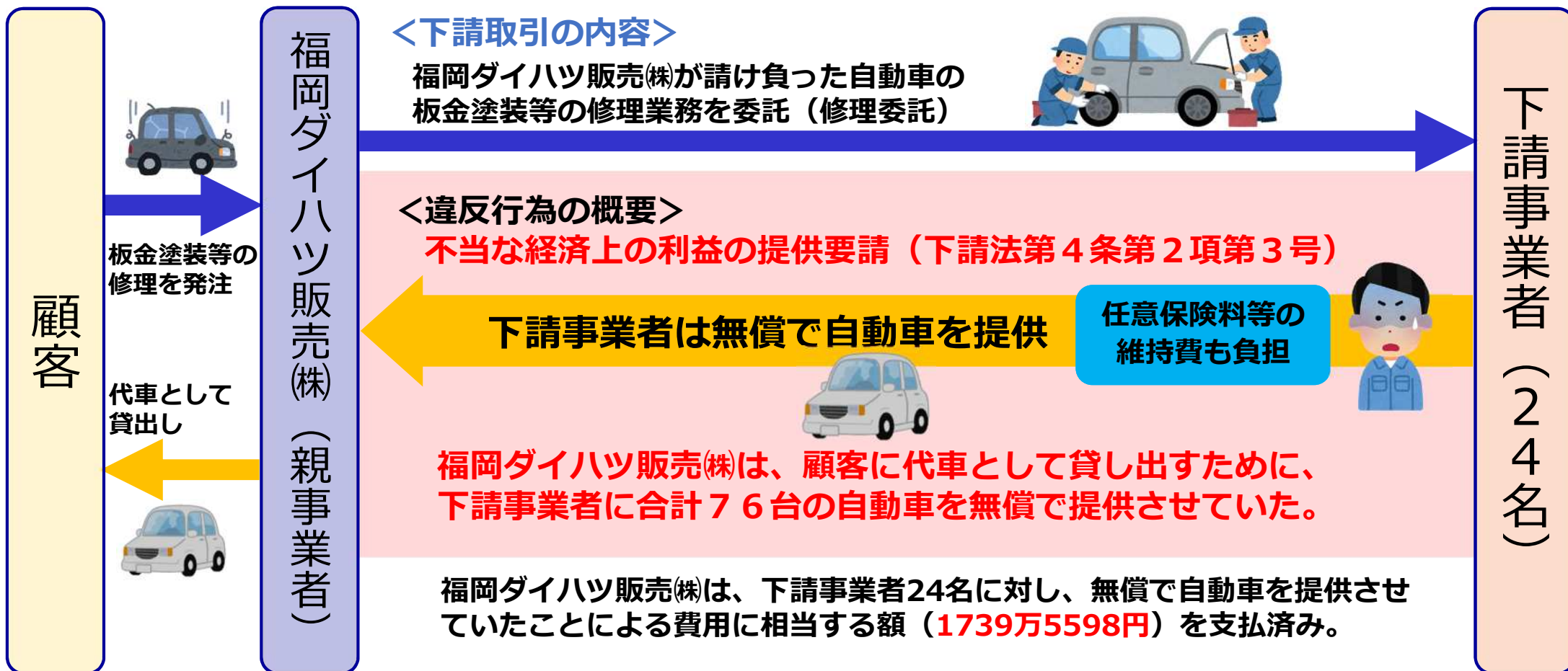
なお、この不利益の額は、カーリースにより賃借した自動車を提供する場合のリース料金、任意保険の料金及び軽自動車税の額、カーローンにより購入した自動車を提供する場合の任意保険の料金、軽自動車税及び自動車の償却費並びに自社が所有する自動車を提供する場合の自賠責保険の料金、任意保険の料金、軽自動車税、自動車重量税、車検費用、自動車の償却費及びその他経費^(注)の額の合計である。

(注)「その他経費」とは、オイル交換やタイヤ交換などの自動車の維持管理に掛かる費用である。

- (4) 福岡ダイハツ販売は、令和7年9月25日までに、下請事業者に対し、前記(3)の額を支払っている。

3 勧告の概要

- (1) 福岡ダイハツ販売は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
- ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
 - イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
- (2) 福岡ダイハツ販売は、今後、下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の営業担当者等に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (3) 福岡ダイハツ販売は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- ア 前記2(4)の対応を採ったこと
 - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) 福岡ダイハツ販売は、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
- ア 前記2(4)の対応を採ったこと
 - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) 福岡ダイハツ販売は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。



公正取引委員会による勧告の内容

- 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないことなどを取締役会の決議により確認すること
- 自社の営業担当者等に対して下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

など

●不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自己のために、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止している（下請法第4条第2項第3号）。したがって、親事業者が下請事業者に無償で自動車を提供させる行為は、下請法違反となる。

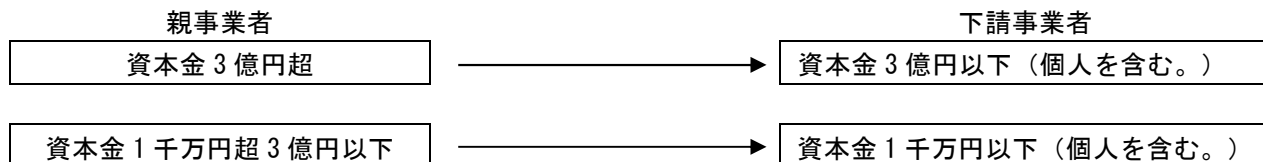
1 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

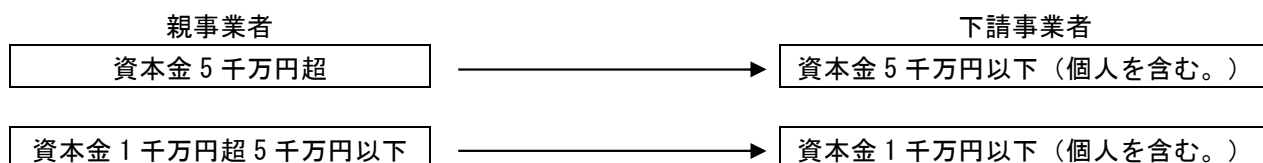
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の業者に委託することをいう。

3、4 （略）

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が一千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三、四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三、四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。